

衆議院内閣委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月18日（金）、第9回の委員会が開かれました。

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）
 - ・岡田国務大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・塩川鉄也君（共産）及び櫛渕万里君（れ新）が討論を行いました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
 - ・神田憲次君外5名（自民、立憲、維新、公明、国民、有志）から提出された附帯決議案について、稲富修二君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
（質疑者）工藤彰三君（自民）、福重隆浩君（公明）、青柳陽一郎君（立憲）、本庄知史君（立憲）、阿部司君（維新）、浅野哲君（国民）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）、櫛渕万里君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

工藤彰三君（自民）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）

- ア 公共施設等の定義にスポーツ施設を追加する理由
- イ スポーツ施設の整備、活用状況、老朽化等の現状についての認識
- ウ PPP/PFI推進アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）において道路が重要分野に選定されているにもかかわらず、地方道路公社が管理する有料道路事業のコンセッションについて新たな事業実施の目標が設定されていない理由
- エ 公共施設等におけるカーボンニュートラルの実現に向けた取組の具体例
- オ アクションプランにおいて10年間の事業規模目標額として新たに設定した30兆円の内訳及び積算根拠
- カ PFI事業の推進に向けた岡田国務大臣の決意

福重隆浩君（公明）

本法律案

- ア 株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）の保有株式等の処分期限を令和14年度末まで延長する理由及び本法律案において延長することとした経緯
- イ PFI事業の実施に必要な情報の地域間格差及び人材育成等の支援策の必要性に対する認識
- ウ PFI事業の導入可能性調査を行う地方公共団体に対する費用支援の具体的な内容
- エ 地方創生拠点整備交付金等におけるPFI事業に対する支援の実績
- オ PFI事業への地域企業の参画に対する支援策
- カ PFI事業の歳出削減効果

青柳陽一郎君（立憲）

- (1) 岡田国務大臣の広報掲示板に係る管理料問題

ア 岡田国務大臣が広報掲示板に係る管理料を政治資金で支出することとした経緯

イ アの管理料支出を令和4年も行っていることの確認

(2) 本法律案

ア PFI事業を「新しい資本主義における新たな官民連携の柱」と位置付けた趣旨

イ アクションプランにおいて新たに設定した10年間の事業規模目標額を30兆円とした意味及び岡田国務大臣の所信表明における本法律案の位置付け

ウ 機構の保有株式等の処分期限の延長

a 処分期限を設定している理由

b 本法律案による延長後の処分期限である令和14年度末までに処分できるかの確認

c 機構の業務を更に追加することで処分期限の再延長が必要となる可能性

d 機構の存続がPFI事業に係る資本市場の競争を阻害しないかについての見解及び公正競争阻害性の要件

エ 国が実施するPFI事業について会計検査院が実施した検査報告（令和3年5月）の概要

本庄知史君（立憲）

(1) VFMガイドライン（PFI事業の選定に係る評価基準）の見直し

ア 見直しについての会計検査院の指摘に対する内閣府の検討状況

イ 見直しの検討状況に対する会計検査院の認識

(2) 機構の設置期限の延長

ア 機構設立後のPFI政策に関する岡田国務大臣の総括

イ 期限延長した5年後における機構の解散に対する見通し

ウ アクションプランの事業規模目標に係る期間が10年間であるのに対し、延長期間が5年間と差が生じた理由

エ アクションプランにおける事業規模目標（30兆円）は機構の解散基準となるかの確認

オ 機構の解散に関する判断基準を示す必要性

(3) 機構の財務状況

ア 事業報告における「新型コロナウイルスの感染拡大により、大きな影響を受けている事業」の具体例

イ 出融資先の状況について説明できない理由

ウ 機構の財務状況に係る報告について企業会計基準を導入する必要性

(4) スポーツ施設及び集会施設

ア 公共施設の整備について、公共、民間、PFIのどの事業とするかの判断基準

イ コンセッション事業者が避難所としての活用を拒否できないようにする必要性

ウ 災害時の対応に関するガイドライン作成の必要性

(5) 商店街をPFI事業の対象とする必要性

阿部司君（維新）

(1) 機構の設置期限の延長

ア 5年間の延長を行う理由

イ 民間インフラ投資市場が整備されたと判断する基準

ウ 5年後の再延長の可能性に対する岡田国務大臣の見解

エ 今後5年間で民間インフラ投資市場を整備し、再延長を行わないことに関する岡田国務大臣の決意

(2) 機構の情報公開

- ア 投融資実績に関する情報開示の現状
- イ ウェブサイト上の支援対象事業に関する掲載情報の範囲が限定された経緯及び理由
- ウ 機構による情報開示の在り方及び国民に対する説明責任についての岡田国務大臣の所見
- (3) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律と同法に基づき定められた支援基準における機構の支援対象の違い
- (4) 横浜地方合同庁舎（仮称）整備等事業
 - ア 建物全体に占める事業者が収益を上げて実施するもの（食堂、売店、コンビニ、駐車場）の面積割合
 - イ 機構による融資実行額等の詳細
 - ウ 本事業に対する機構の金融支援の適切性
- (5) P F I 事業における地元企業やスタートアップの参画促進策

浅野哲君（国民）

本法律案

- ア スポーツ施設や集会施設への P P P / P F I の活用状況
- イ 公共施設等の定義にスポーツ施設や集会施設を明記することで見込まれる効果及び集会施設への P F I 活用に対するニーズの有無
- ウ インフラ投資市場が未成熟である原因及び課題並びに同市場形成に向けた対応策
- エ 経済性や効率性だけではない、行政としてコストを容認しなくてはならない公的施設について、行政としてしっかり責任を持つ必要性
- オ P F I 事業の実施主体への地域企業の参画率を高める必要性

塩川鉄也君（共産）

- (1) P F I 刑務所
 - ア P F I 刑務所がうまくいっていないとする会計検査院の指摘を法務省として承知しているかの確認
 - イ 刑務所の事務は国家刑罰権という主権の行使に直接関わり、民営化は馴染まないとの見解を法務省が有していることの確認
 - ウ 法務省の P F I 事業に関する有識者会議報告書（令和 4 年 6 月）において示された P F I による刑事施設で国職員が刑務官としての基礎的技能を向上させることに関する課題
 - エ P F I 事業によって公権力の行使に係る業務が国と民間に分割されたことで、国職員が刑務官としての基礎的技能を向上させることが困難になっていることの確認
 - オ P F I 手法を用いてきた喜連川社会復帰促進センターや播磨社会復帰促進センターについて、事業期間終了後、P F I 手法を継続しなかった理由
 - カ 公権力の行使に係る業務を委託する場合には P F I 事業は実施できないとしている理由
 - キ 刑務所について P F I 事業は馴染まず、P F I 刑務所は失敗だったとの意見に対する見解
- (2) 民間資金等を活用するという P F I の優位性は看板倒れであるとの意見に対する見解

緒方林太郎君（有志）

- (1) 国が実施する P F I 事業について会計検査院が実施した検査報告（令和 3 年 5 月）
 - ア 国が実施するサービス購入型の P F I 事業は従来型よりもコストが高い等、真の意味で民間資金の活用となっていないものが多いとの意見に対する見解
 - イ 会計検査院の指摘では調査対象とした事業については全体的に従来型よりコストが高いことの確

認

- (2) コストが従来型より高くなるものはPFIの理念に反することの確認
- (3) 民間からの提案を端緒とするPFIを推進する必要性
- (4) 地方公共団体側が対象事業を選ぶのではなく、一定の要件を備えた事業についてはPFIを原則とする必要性

榎渕万里君（れ新）

本法律案

PFIの推進は世界の潮流に大きく逆行している中、本法律案で活用対象を地域の集会施設である公民館まで拡大する理由